**平成２８年（ヒ）第３２号**
名古屋市名東区香流２丁目610番地
清算株式会社　株式会社ケービーワールド
1　決定年月日　平成29年３月27日
2　主文　本件特別清算手続を終結する。
名古屋地方裁判所民事第２部

**平成２９年（ヒ）第１号**
香川県三豊市詫間町詫間6784番地の95
清算株式会社　ヌーベル株式会社
1　決定年月日　平成29年３月27日
2　主文　本件特別清算手続を終結する。
高松地方裁判所観音寺支部

## 特別清算協定認可

**平成２８年（ヒ）第３０１６号**
大阪市西区江之子島１丁目７番３号
清算株式会社　株式会社シンワゴルフリゾート
1　決定年月日　平成29年３月28日
2　主文　本件協定を認可する。
協定
第１　通則
1　協定の対象となる債権
本協定の対象となる債権は、清算株式会社に対し特別清算開始決定日までの原因にもとづいて発生した協定債権とし、同債権を有する者を「債権者」という。
2　関連会社債権及び関連会社債権者
本協定における「関連会社債権者」とは、債権者のうち、以下①～⑥の６名の者をいい、「関連会社債権」とは関連会社債権者が清算株式会社に対して有する債権をいう。
①　株式会社ジャパンクラシックカントリー倶楽部
②　株式会社チェリーヒルズゴルフクラブ
③　株式会社ゴールデンバレーゴルフ倶楽部
④　株式会社滋賀カントリー倶楽部
⑤　株式会社シンワゴルフツーリスト
⑥　フジゴルフ株式会社
3　会員債権者及び会員債権
本協定における「会員債権者」とは、債権者のうち、清算株式会社に対し、会員制ゴルフクラブ「シンワ倶楽部」についての預託金債権を有する債権者であって、関連会社債権者を除く者をいい、会員債権者の有する債権を「会員債権」という。
4　弁済額算定における、小数点以下の値の扱いについて
本協定において、以下の一般条項に基づき算定された各債権者に対する弁済額につき、小数点以下の値があるときは、小数点以下は切り捨てる。
5　弁済の場所
本協定における弁済は、以下の場所にて支払う方法による。
弁済場所：大阪市中央区北浜２丁目５番23号小寺プラザ12階　弁護士法人関西法律特許事務所
ただし、各債権者から、本協定の認可の決定が確定した日から３週間以内に振込先の銀行口座の指定があったときは、その指定する口座に振り込む方法による。その場合、振込手数料は債権者の負担とする。
第２　一般条項
1　各債権者への弁済額
⑴　会員債権者に対する弁済
清算株式会社は、会員債権者に対し、各会員債権額の1.5％の金員を弁済する。
⑵　関連会社債権者に対する弁済
清算株式会社は、関連会社債権者に対し、各債権額の0.5％の金員を弁済する。
⑶　信和ゴルフ株式会社に対する弁済
清算株式会社は、前２項の弁済に要する額を控除した残額を、信和ゴルフ株式会社に対し、その債権額の0.5％に満つるまで弁済する。
⑷　前記⑴～⑶の弁済に要する額を控除し、なお残額が存するときは、その残額につき、以下の定めに従い、関連会社債権者及び会員債権者に対して弁済する。
①　残額について、関連会社債権者に対し、各債権額に応じて、第２の１の⑵に基づく各弁済額との合計額が1.5％に満つるまで弁済する。
②　前記①の弁済に要する額を控除してなお残額があるときは、その残額について、会員債権者に対し、各債権額に応じて弁済する。
2　弁済の時期
前項の弁済は、本協定の認可の決定が確定した日から１か月以内に行うものとする。
3　残債務の免除
債権者は、第２の１の金員の弁済を受けたときは、清算株式会社に対し、各債権の総額から各弁済額を控除した残額につき、その債務を免除する。
4　新たに財産が発見された場合
⑴　第２の１の弁済後、清算株式会社の清算結了までの間に、清算株式会社に新たな財産が発見されたときは、清算株式会社は、これを速やかに換価し、換価代金から必要な費用を控除した残額につき、以下の定めに従い弁済する。
①　信和ゴルフ株式会社に対し、第２の１の⑶に基づく信和ゴルフ株式会社に対する弁済額と併せて、その債権額の0.5％に満つるまで弁済する。
②　前記①を超える残額について、関連会社債権者に対し、各債権額に応じて、第２の１の⑵⑷に基づく各弁済額との合計額が1.5％に満つるまで弁済する。
③　前記①②を超える残額について、会員債権者に対し、各債権額に応じて弁済する。
⑵　前項の弁済後、各債権者が第２の３の規定により行った残債務の免除は、新たにされた弁済の限度で効力を失うものとする。
第３　個別条項
確定した債権額、及び上記第２の１に従い清算株式会社が会員債権者及びその余の債権者に対して弁済する額は、別表に記載のとおりである。
（別表省略）
大阪地方裁判所第６民事部

## 小規模個人再生による再生手続開始

**平成２９年（再イ）第１号**
秋田県能代市字昇平岱19番地70
再生債務者　山口　圭恭
1　決定年月日時　平成29年３月27日午後５時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成29年４月17日まで
4　一般異議申述期間　平成29年５月１日から平成29年５月８日まで
秋田地方裁判所能代支部

**平成２９年（再イ）第２号**
千葉県夷隅郡大多喜町松尾274番地
再生債務者　関　　一樹
1　決定年月日時　平成29年３月28日午後５時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成29年４月18日まで
4　一般異議申述期間　平成29年５月２日から平成29年５月16日まで
千葉地方裁判所一宮支部再生係

**平成２８年（再イ）第７３号**
静岡県榛原郡吉田町住吉5426番地の３
再生債務者　久米　康宏
1　決定年月日時　平成29年３月28日午後５時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成29年４月18日まで
4　一般異議申述期間　平成29年４月27日から平成29年５月９日まで
静岡地方裁判所民事第２部

**平成２９年（再イ）第４号**
静岡県藤枝市駅前１丁目16番19号
再生債務者　萩原ひろみ
1　決定年月日時　平成29年３月28日午後５時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成29年４月18日まで
4　一般異議申述期間　平成29年４月27日から平成29年５月９日まで
静岡地方裁判所民事第２部

**平成２９年（再イ）第５９号**
名古屋市西区幅下１丁目３番18号　オージー技研㈱（従前の住所）新潟市中央区幸西３丁目５番10号　Ａ3510　Ｂ号室
再生債務者　長谷川俊之
1　決定年月日時　平成29年３月28日午後３時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成29年４月18日まで
4　一般異議申述期間　平成29年４月25日から平成29年５月２日まで
名古屋地方裁判所民事第２部